

佐倉市入札制度検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐倉市の入札・契約制度を検討するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、佐倉市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の下に部会を置く。

(委員会)

第3条 委員長は、副市長を、副委員長は財政部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長の職にある者が、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

5 委員は、企画政策部長、総務部長、市民部長、福祉部長、こども支援部長、健康推進部長、産業振興部長、環境部長、土木部長、都市部長、危機管理部長、資産経営部長、教育部長及び上下水道部長の職にある者をもって充てる。

6 前項の委員に事故があるときは、当該委員の指定した者が、その職務を代理する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、入札・契約制度の総合調整を行うとともに、計画案等を市長に報告するものとする。ただし、第2条第2項に規定する部会を開催したときは、当該部会の報告を受けて、入札制度の総合調整及び計画案等を決定し、市長に報告する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 招集は開催日前7日までに委員に通知する。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員（第3条第6項の規定により委員の職務を代理する者を含む。以下第3項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(部会)

第7条 部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会員は、主査以上の職員の中から委員会が選定し、委員長が命ずるものとする。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

5 部会の会議の議長は、部会長をもって充てる。

6 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数の時は、部会の議長の決するところによる。

(部会の任務)

第8条 部会は、委員会の命を受け入札・契約制度等に関して、調査、検討を行い制度の立案を行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、佐倉市入札参加資格審査委員会規程(平成15年訓令第13号)第9条に規定する所属において処理する。

(秘密の保持)

第10条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は平成8年8月1日から施行する。

2 佐倉市建設工事等入札制度検討委員会要項は廃止する。

附 則

この要綱は平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁佐契第1039号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁佐行第1176号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。